

# 調布市母子家庭等 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母又父が、適職に就くために必要な技能や資格を取得するために、市があらかじめ指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部が支給されます。

(雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる方には、その支給額との差額を支給します。)



## 支給対象者

市内在住の母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方。

講座指定申請及び講座終了後の支給申請（裏面参照）の両方の申請時に、下記要件を満たすことが必要です。

- ◆ 20歳未満の子を扶養している方（講座終了までに20歳になった場合は非該当となります）
- ◆ 教育訓練講座を受講することが、適職に就くために必要であると認められる方（自立支援プログラムを策定します）
- ◆ 過去に当該給付金の支給を受けていない方

## 対象講座と支給額

雇用保険法に基づく教育訓練給付の指定教育訓練講座が対象です。

「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」はハローワークで閲覧できるほか、厚生労働省ホームページで確認することができます。

雇用保険の有無などにより算定方法が変わります。

### ① 雇用保険の「一般教育訓練給付」「特定一般教育訓練給付」の対象となる講座

A 雇用保険制度からの支給がない場合 ⇒受講料の60%相当額

B 雇用保険制度からの支給がある場合 ⇒A に定める額から、雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額（20%相当）もしくは特定一般教育訓練給付金の額（50%相当）を差し引いた額

（※雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給額を確認するため、

ハローワークから通知される「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」が必要になります。）

※A・B いずれの場合も、支給額は40万円を限度とし、1万2千円以下は対象外

### ② 雇用保険の「専門実践教育訓練給付」の対象となる講座

⇒最大で受講料の85%相当額（年60万円上限×修学必要年数上限4年）を支給します。

※実際に通った年数と、修学必要年数が異なる場合があり、国の規定により算定します。

※雇用保険制度の対象となる場合は、ハローワークで「専門実践教育訓練給付金」を申請ください。

「専門実践教育訓練給付金」の支給金額が決定し、差額分の支給が可能な場合のみ調布市へ申請いただくこととなります。（差額が1万2千円以下は対象外）

①②ともに、算定基準となる受講料は入学金及び授業料に限ります。

※対象講座の指定を受けるためには受講開始前に審査が必要です。また、給付金の支給にあたって審査を行います。審査の結果、支給できない場合もあります。



**対象講座指定及び受給資格確認申請 【申請に必要なもの】**

- 母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本（申請1か月以内に発行されたもの）
- 世帯全員の住民票の写し（省略可能な場合があります）
- 対象講座の資料 他
- 教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワークにて発行）

**支給申請 【申請に必要なもの】**

- 母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本（申請1か月以内に発行されたもの）
- 世帯全員の住民票の写し（省略可能な場合があります）
- 対象講座の修了証明書
- 受講料（入学料及び授業料に限る）の領収書 他
- 雇用保険法による教育訓練給付金の支給・不支給決定通知書

**予約・問合せ先**

調布市子ども生活部子ども家庭課相談係

電話 042-481-7095